

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
			200,000 千円 -----	2021.10.11 スババ（フ ナイジー） で (同日)		
ツバル	ツバル政府に対する贈与に関する 日本国政府とツバル政府との 間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入			日 本 側 川上文博在ツバ ル大使（フナイジーにて兼 轄） ツバル側 テマテ・マリテ イアナナ在フナイジー高等弁 務官	2021.11.18 370号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。